

上野事務所ニュース

29年3月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

http://www.sr-ueno.com/ E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

平成 29 年度 の保険料率等 のお知らせ

平成 29 年度の健康保険・介護保険料率、国民年金保険料月額、雇用保険率は、次の通りです。

1. 健康保険・介護保険料率の決定

①主な都道府県の平成 29 年度の協会けんぽの健康保険料率は以下の表をご確認ください。

②介護保険料率は上げられます。

2. 保険料の控除

保険料率の変更は、3 月分(4 月納付分)から変更となります。

給与計算では 4 月支払分よりご変更ください。

健康保険・介護保険料率()内は H28 年度の料率

		事業主負担	本人負担	合計
健康 保 険	千葉	<u>4.945%</u> (4.965%)	<u>4.945%</u> (4.965%)	<u>9.89%</u> (9.93%)
	東京	<u>4.955%</u> (4.98%)	<u>4.955%</u> (4.98%)	<u>9.91%</u> (9.96%)
	埼玉	<u>4.935%</u> (4.955%)	<u>4.935%</u> (4.955%)	<u>9.87%</u> (9.91%)
	神奈川	<u>4.965%</u> (4.985%)	<u>4.965%</u> (4.985%)	<u>9.93%</u> (9.97%)
介護保険 (40~64 歳)		0.825%	0.825%	1.65%

2. 平成 29 年度国民年金の保険料月額

月額 16,490 円(平成 28 年度 16,260 円)となりました。

3. 雇用保険率(国会の承認はこれから)

4 月より本人負担と会社負担が 0.1% ずつ引下げられる予定です。

【建設以外】本人：0.3%、会社：0.6%

【建設】本人：0.4%、会社：0.8%

65 歳超雇 用推進助成 金について

65 歳以上への定年の引上げ、定年の定め
の廃止、希望者全員を
対象とする 66 歳以上
の継続雇用制度の導入のいずれかを導入
した場合に支給されます。

①	65 歳への定年引上げ	100 万円
②	66 歳以上への定年引上げま たは、定年の定め の廃止	120 万円
③	希望者全員を対象とする継続 雇用制度の導入 66 歳~69 歳	60 万円
	希望者全員を対象とする継続 雇用制度の導入 70 歳以上	80 万円

【主な支給要件】

- ・制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
- ・制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること。
- ・高年齢雇用安定法の定年を定める場合の年齢の規定や高年齢者雇用確保措置の規定に違反していないこと。
- ・支給申請日の前日において、1 年以上継続して雇用されている 60 歳以上の雇用保険被保険者が 1 人以上いること。
- ・これまで定年引上げの助成金をもらっていないこと。

労災保険特別加入 給付基礎日額の届 け出時期について

給付基礎日額
の変更が3月2
日からできます。
変更を希望さ

れる場合は、次の2つのいずれかの時期
に届け出ます。

- ①3月2日～3月31日の間に新年度分
を変更
- ②年度更新時（7月10日）にその年度
分を変更

◆注意点

②の場合、7月10日前に対象者に
労災が発生するとその年度の給付基礎
日額の変更はできません。

例)平成28年度の給付基礎日額5,000
円ですが、平成29年度の給付基礎日
額を10,000円に変更する場合

- ①3月31日までに変更を届出
⇒4月1日以降いつ労災が発生しても平成
29年度の給付基礎日額は10,000円。
- ②年度更新時に届出を行った場合
 - i.4月1日～7月10日に労災発生
⇒平成29年度の給付日額は**5,000円**。
 - ii.上記iの期間中に労災が発生せず
⇒平成29年度の給付基礎日額は
10,000円。

3月中の変更を希望される方は
上野事務所までご連絡ください。

Q&Aなぜなにどうして？

Q ; 1年に1回社会保険に加入
している者の標準報酬月額を
見直す算定基礎届を年金事務所
へ届出ますが、どのように保険
料が決定されるのかよくわかり
ません。教えていただけます
か？

A : 算定基礎届は、標準報酬月額を現
在の賃金に見合うものにするための届
出です。社会保険料は、年金事務所
に登録してある標準報酬月額に保険料率
を掛けて計算します。

具体的には、被保険者の4、5、6月
に支払われた3ヶ月間の賃金を保険者
に届出て、9月からの1年間の標準報
酬月額を決定します。

支払基礎日数が17日以上(パートタイ
マーの場合は15日以上)の月を計算に含め
ますので、この日数に満たない月は、
金額にかかわらず計算から除外します。

以下のような例に該当する場合はご
注意ください。

【例1】従前の保険料と変わらない

日給、時間給の方で賃金が少なかっ
たので1年間の保険料が低くなると思
っていたのに、4、5、6月の出勤日数
がいずれも16日以下(パートタイマーの
場合は14日以下)であったため標準報酬
月額の変更がされずに保険料が高いま
まになってしまった。

【例2】3カ月の内1カ月のみで決定

3カ月の内、4月のみ17日以上(パ
ートタイマーの場合は15日以上)で5月と6
月は16日以下(パートタイマーの場合は14
日以下)であった場合、4月の賃金だけ
で標準報酬月額が決定されます(5月、6
月は金額にかかわらず計算から除外され
ます)。4月はたまたま残業が多く金額が高
かったため、従前の標準報酬月額より高
くなってしまった。

【例3】年間の賃金を平均することによ
って算定基礎届を計算する方法があ
ります。

①「通常の方法による算定」と②「前
年の7月から当年の6月までの間に受
けた報酬の月平均額から算出した標準
報酬月額による算定」を比べて2等級
以上の差が生じた場合であって、“こ
の差が業務の性質上例年発生すること
が見込まれる”場合(単年度のみなど、
業務の一時的な繁忙期による報酬の増加等
は対象外です。)、被保険者の同意があれば②により算定することができます。